

## 令和元年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書 (令和元年度9月補正予算等関係)

### 生活環境部

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 令和元年9月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 （一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）		
	1 補正予算説明資料	（ 総 括 表 ）	1
		循環型社会推進課	2
		くらしの安心推進課	3
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		12

## （特別会計）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	令和元年度鳥取県天神川流域下水道事業 特別会計補正予算（第1号）		
	繰越明許費に関する調書	水環境保全課	13

## 【予算関係以外】 （議案）

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	住まいまちづくり課	14
議案第8号	天神川流域下水道条例の一部を改正する条例	水環境保全課	17

## 議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
循環型社会推進課	133,233	96,000	229,233				96,000	
くらしの安心推進課	173,818	13,457	187,275				13,457	
合計	8,240,375	109,457	8,349,832	0	(0)	0	109,457	
<p>説明</p> <p>(一般会計)</p> <p>循環型社会推進課                      環境管理事業センター支援事業に係る補正</p> <p>くらしの安心推進課                    支え愛交通安全総合対策事業に係る補正 他</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業	54,170	96,000	150,170				96,000	
トータルコスト	58,139	96,000	154,139	(補正に係る主な業務内容) 環境管理事業センターへの補助金、貸付金				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人					
工程表の政策目標(指標)	公共関与産業廃棄物最終処分場の設置							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)が計画している、生活環境の保全、産業振興に必要不可欠な産業廃棄物最終処分場の整備に当たり、今後、地元住民に説明するためにも必要となる各種調査等に要する経費を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
補助金	センターが行う地質調査業務等に対して補助する。 ○補助率 ・地質調査等経費: 2/3 ○補助額: 30,000千円	30,000
貸付金	センターは自己資金を持っていないため、設計業務等の遂行にあたり必要となる資金を貸し付ける。 ○内容 ・地質調査等経費の1/3(センター自己負担分) ・設計経費の全額 ○貸付利率: 無利息 ○償還期限: 令和14年3月31日	66,000
合計		96,000

3 これまでの経緯(市有地協議に係る経過)

- 5月31日 「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」手続終結
- 7月25日 センターが米子市へ土地利用の要請
- 8月27日 米子市議会全員協議会において市長が土地利用を承諾することを議会へ説明
- 8月30日 米子市がセンターに土地利用承諾の回答

令和元年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
3目 交通対策費

くらしの安心推進課 (内線: 7159)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合対策事業	1,311	11,000	12,311				11,000	
トータルコスト	4,486	12,588	17,074	(補正に係る主な業務内容) 補助金事務、交通安全啓発物品等の作成				
従事する職員数	0.4人	0.2人	0.6人					

工程表の政策目標(指標) 交通事故の発生件数; 交通事故による死者数を減少させる。

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**  
 本年4月以降、高齢運転者による多数の死傷者を出す重大事故や悪質なあおり運転が発生しており、交通安全対策が喫緊の課題となっていることから、「鳥取県支え愛交通安全条例(平成28年10月制定)」のもと、交通事故のない鳥取県を目指し、更なる取組を推進する。

**2 主な事業内容** (単位: 千円)

事業名	内容	予算額
[新規] 安全運転装置等普及促進補助事業	○ペダル踏み間違い時加速抑制装置設置補助 既に使用している自動車への後付けが可能なペダル踏み間違い時加速抑制装置の購入・取付費用を補助する。 (補助金上限額: 30千円 補助対象: 75歳以上の高齢者)	10,000
	○ドライブレコーダー設置補助 交通事故やトラブル発生時の映像を記録するドライブレコーダーの購入・取付費用を補助する。 (補助金上限額: 3千円 補助対象: 自家用車への取付を行う個人)	
[拡充] 安全運転推進事業	交通安全啓発物品(交通安全お守りマスコット、ドライブレコーダー搭載ステッカー)や高齢運転者の安全運転・あおり運転防止を啓発するチラシを作成・配布し、交通安全意識の高揚を図る。	1,000
計		11,000

**3 これまでの取組状況・改善点**

- 市町村、県警、関係機関等と連携し、交通安全県民大会や高齢者交通安全講習などの交通安全対策に取り組んでいる。県内における交通事故の発生件数、死傷者数はともに平成17年以降14年連続で減少し、死者数については年によって増減を繰り返しながら減少傾向で推移している。
- 一方で、交通事故に占める高齢者の加害事故の割合は増加傾向にあり、昨年は過去10年で最も高い割合となったが、本年はさらに増加傾向にある。また、過去5年の加害事故のうち、75歳以上のペダル踏み間違いによる交通事故の構成比は75歳未満の3.5倍となっているため、特に75歳以上の高齢運転者に対する交通事故防止対策が必要である。

<高齢者が加害者となる交通事故の推移>

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年6月末
交通事故件数	1,053件	987件	965件	869件	371件
高齢者事故	250件	242件	226件	220件	103件
構成率	23.7%	24.5%	23.4%	25.3%	27.8%

近年、全国的に悪質なあおり運転が相次いで大きく取り上げられており、あおり運転を起因とした交通事故や傷害事件も発生している。運転者の身を守る方法を周知するとともに、運転マナーについて継続的に啓発していく必要がある。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課 (内線: 7187)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「いかのおすし」子どもの安全安心推進事業	0	2,457	2,457				2,457	
トータルコスト	0	3,251	3,251	(補正に係る主な業務内容) 防犯用物品購入・配布業務、 動画DVD制作委託・配布業務				
従事する職員数	0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	犯罪発生件数を年間3千件以下とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

今年5月、他県において、通学中の子ども等多数の被害者を出す大変痛ましい事件が発生したことを受け、通学路での見守り活動を一層強化するとともに防犯標語「いかのおすし」の普及を図り、登下校中の子どもの安全確保、被害防止の取組を進める。

<「いかのおすし」とは>

平成16年に警視庁と東京都教育庁が考案した防犯標語で、現在全国の子ども向け防犯教室等で活用されている。

- ・知らない人にはついて「いか」ない
- ・知らない人の車に「の」らない
- ・あぶないと思ったら「お」おきな声を出す
- ・その場から「す」ぐにげる
- ・おとなの人に「し」らせる

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名	内容	予算額
[新規]見守りボランティア活動時の防犯物品普及事業	見守り活動時において、危険が迫っていることを周囲の人に知らせる「防犯ブザー」、活動中であることをアピールする「防犯タスキ」を活動団体に支給する。 支給団体数: 175団体 支給数: 防犯ブザー 1,010個、防犯タスキ 1,280本	2,182
[新規]「いかのおすし」防犯標語普及事業	身を守る大切さを楽しく身に付けていただくため、防犯標語「いかのおすし」を普及するDVDを保育園、幼稚園及び小学校等に配布する。	275
計		2,457

3 これまでの取組状況・改善点

- ・「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年度制定)」及び「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期:平成29年度~)」に基づき、各種防犯施策を推進している。
- ・8月3日に鳥取県防犯リーダー研修会を開催し、危険を察知する方法や不審者から逃げる方法などの実践的な講習を実施した。
- ・子どもの安全確保、見守り活動に関する課題等を把握するため、7月に学校安全ボランティア、防犯ボランティアを対象としたアンケート調査を実施した。引き続き各関係機関の意見を聴きながら、より効果的な安全確保対策について検討を行っていく必要がある。

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
	款項目			うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報酬	578,157		578,157	13,122		13,122	10,908		10,908
2 給料	3,146,238		3,146,238	15,288		15,288	15,288		15,288
3 職員手当等	4,729,707		4,729,707	7,652		7,652	7,652		7,652
4 共済費	1,158,708		1,158,708	7,021		7,021	6,664		6,664
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	10,020		10,020						
7 賃金	22,809		22,809						
8 報償費	236,241	601	236,842	248		248	248		248
9 旅費	230,670	342	231,012	2,356		2,356	564		564
費用弁償	23,972		23,972	341		341	341		341
普通旅費	161,235		161,235	1,930		1,930	138		138
特別旅費	45,463	342	45,805	85		85	85		85
10 交際費	2,800		2,800						
11 需用費	585,960		585,960	3,542		3,542	226		226
12 役務費	553,659	2,634	556,293	706		706	195		195
13 委託料	5,310,028	45,667	5,355,695	11,017	1,000	12,017	125	1,000	1,125
14 使用料及び賃借料	837,823	330	838,153	482		482	399		399
15 工事請負費	3,318,118	34,000	3,352,118						
16 原材料費									
17 公有財産購入費	62,690		62,690						
18 備品購入費	167,033		167,033	37,010		37,010			
19 負担金、補助及び交付金	8,762,976	21,452	8,784,428	18,017	10,000	28,017	17,977	10,000	27,977
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	33,723		33,723						
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積立金	95,734		95,734						
26 寄附金		5,940	5,940						
27 公課費	206		206						
28 繰出金									
予備費									
計	30,014,000	110,966	30,124,966	110,293	11,000	121,293	54,078	11,000	65,078
財源	国庫支出金	2,474,208	41,160	2,515,368	56,209		56,209		
	地方債	5,676,000	17,000	5,693,000					
	その他	2,032,463	15,077	2,047,540	338		332		332
	一般財源	19,831,329	37,729	19,869,058	53,746	11,000	53,746	11,000	64,746

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	2款 総務費		
		うち生活環境部		
		2項 企画費		
		3目 交通対策費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	4,500		4,500
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	714		714
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	281		281
	費用弁償	172		172
	普通旅費	109		109
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	155		155
12	役務費	55		55
13	委託料	125	1,000	1,125
14	使用料及び賃借料	199		199
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	7,734	10,000	17,734
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利息及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	13,763	11,000	24,763
財源内訳	国庫支出金			
	地方債			
	その他	12		12
	一般財源	13,751	11,000	24,751



令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費								
				うち生活環境部					
							1項 社会福祉費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	350,895		350,895	5,201		5,201	5,201		5,201
2 給料	1,670,214		1,670,214	19,110		19,110	19,110		19,110
3 職員手当等	937,120		937,120	9,565		9,565	9,565		9,565
4 共済費	608,989		608,989	7,260		7,260	7,260		7,260
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	5,446		5,446						
8 報償費	57,106		57,106	1,986		1,986	1,986		1,986
9 旅費	51,549		51,549	3,216		3,216	3,216		3,216
費用弁償	5,846		5,846	607		607	607		607
普通旅費	24,608		24,608	1,754		1,754	1,754		1,754
特別旅費	21,095		21,095	855		855	855		855
10 交際費	100		100						
11 需用費	147,210	2,182	149,392	3,328	2,182	5,510	3,328	2,182	5,510
12 役務費	67,330		67,330	2,250		2,250	2,250		2,250
13 委託料	3,143,330	2,596	3,145,926	31,214	275	31,489	31,214	275	31,489
14 使用料及び賃借料	67,452		67,452	1,692		1,692	1,692		1,692
15 工事請負費	352,020		352,020						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	20,940		20,940						
19 負担金、補助及び交付金	34,033,146	40,138	34,073,284	35,927		35,927	35,927		35,927
20 扶助費	1,713,645		1,713,645						
21 貸付金	31,580		31,580	20		20	20		20
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	652,731		652,731	2		2	2		2
26 寄附金	950		950						
27 公課費	98		98						
28 繰出金	3,339,275		3,339,275						
予備費									
計	47,251,126	44,916	47,296,042	120,771	2,457	123,228	120,771	2,457	123,228
財	国庫支出金	3,901,776	17,864	3,919,640	22,801		22,801		22,801
源	地方債	939,000	2,000	941,000					
内	その他	1,816,502	19,146	1,835,648	3,882		3,882		3,882
取	一般財源	40,593,848	5,906	40,599,754	94,088	2,457	96,545	94,088	2,457

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	3款 民生費		
		うち生活環境部		
		1項 社会福祉費		
		1目 社会福祉総務費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	306		306
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	90		90
9	旅費	455		455
	費用弁償	57		57
	普通旅費	254		254
	特別旅費	144		144
10	交際費			
11	需用費	320	2,182	2,502
12	役務費	50		50
13	委託料		275	275
14	使用料及び賃借料	110		110
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	15,802		15,802
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	17,133	2,457	19,590
財源内訳	国庫支出金	6,647		6,647
	地方債			
	その他			
	一般財源	10,486	2,457	12,943

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	147,393		147,393	59,546		59,546	43,993		43,993
2 給料	1,433,250		1,433,250	764,400		764,400	466,284		466,284
3 職員手当等	821,618		821,618	388,630		388,630	238,241		238,241
4 共済費	510,218		510,218	270,949		270,949	166,351		166,351
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	1,475		1,475						
8 報償費	42,832	852	43,684	11,882		11,882	11,424		11,424
9 旅費	55,074	564	55,638	26,883		26,883	22,063		22,063
費用弁償	6,193		6,193	2,861		2,861	2,555		2,555
普通旅費	28,376		28,376	16,394		16,394	12,490		12,490
特別旅費	20,505	564	21,069	7,628		7,628	7,018		7,018
10 交際費	100		100	100		100	100		100
11 需用費	209,822		209,822	108,542		108,542	55,905		55,905
12 役務費	55,400	1,000	56,400	27,969		27,969	22,500		22,500
13 委託料	1,037,608		1,037,608	549,201		549,201	446,664		446,664
14 使用料及び賃借料	70,032		70,032	49,241		49,241	43,269		43,269
15 工事請負費	472,111		472,111	454,280		454,280	443,232		443,232
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	19,511	2,604	22,115	18,128		18,128	10,749		10,749
19 負担金、補助及び交付金	4,782,042	424,642	5,206,684	630,651	30,000	660,651	623,972	30,000	653,972
20 扶助費	1,114,738		1,114,738						
21 貸付金	1,016,639	66,000	1,082,639	12,882	66,000	78,882	12,882	66,000	78,882
22 補償、補填及び賠償金	11,628		11,628	11,628		11,628	11,628		11,628
23 償還金、料子及び割別料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	495,404		495,404	8,076		8,076	8,076		8,076
26 寄附金	55,076		55,076	18,176		18,176	18,176		18,176
27 公課費	25		25						
28 繰出金									
予備費									
計	12,351,996	495,662	12,847,658	3,411,164	96,000	3,507,164	2,645,509	96,000	2,741,509
財 国庫支出金	2,121,281		2,121,281	716,010		716,010	712,814		712,814
源 地方債	267,000		267,000	249,000		249,000	232,000		232,000
内 そ の 他	1,193,828	391,662	1,585,490	306,838		306,838	276,705		276,705
訳 一般財源	8,769,887	104,000	8,873,887	2,139,316	96,000	2,235,316	1,423,990	96,000	1,519,990

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	24,936		24,936
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	3,639		3,639
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	6,269		6,269
9	旅費	18,315		18,315
	費用弁償	2,500		2,500
	普通旅費	9,853		9,853
	特別旅費	5,962		5,962
10	交際費	100		100
11	需用費	34,091		34,091
12	役務費	19,125		19,125
13	委託料	424,894		424,894
14	使用料及び賃借料	35,119		35,119
15	工事請負費	443,232		443,232
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	10,429		10,429
19	負担金、補助及び交付金	585,263	30,000	615,263
20	扶助費			
21	貸付金	12,882	66,000	78,882
22	補償、補填及び賠償金	11,628		11,628
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	8,076		8,076
26	寄附金	18,176		18,176
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,656,174	96,000	1,752,174
財源内訳	国庫支出金	686,585		686,585
	地方債	229,000		229,000
	その他	49,748		49,748
	一般財源	690,841	96,000	786,841

令和元年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	135,441		135,441
2	給料	1,047,228		1,047,228
3	職員手当等	530,197		530,197
4	共済費	377,518		377,518
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	521		521
8	報償費	16,817		16,817
9	旅費	42,985		42,985
	費用弁償	4,876		4,876
	普通旅費	28,060		28,060
	特別旅費	10,049		10,049
10	交際費	100		100
11	需用費	162,125	2,182	164,307
12	役務費	49,219		49,219
13	委託料	1,692,474	1,275	1,693,749
14	使用料及び賃借料	94,800		94,800
15	工事請負費	1,662,059		1,662,059
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	71,208		71,208
19	負担金、補助及び交付金	1,823,904	40,000	1,863,904
20	扶助費			
21	貸付金	15,959	66,000	81,959
22	補償、補填及び賠償金	21,169		21,169
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金	300,069		300,069
25	積立金	169,194		169,194
26	寄附金	18,176		18,176
27	公課費			
28	繰出金	15,380		15,380
	予備費			
	計	8,240,375	109,457	8,349,832
財源内訳	国庫支出金	1,605,545		1,605,545
	地方債	1,208,000		1,208,000
	その他	1,126,893		1,126,893
	一般財源	4,299,937	109,457	4,409,394

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
3目 交通対策費		
負担金、補助 及び交付金	・安全運転装置等普及促進事業補助金	10,000
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
負担金、補助 及び交付金	・産業廃棄物最終処分場整備推進補助金	30,000
貸付金	・鳥取県環境管理事業センター貸付金	66,000

繰越明許費に関する調書

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	繰入金	
1 流域事業	1 下水道事業	1 建設費	流域下水道事業費	流域保全課	876,030	384,000	192,000	96,000	96,000		設計見直しに不測の日数を要したため、年度内完了が困難となった。
計					876,030	384,000	192,000	96,000	96,000		

条例名等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          民法の一部が改正され、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力を生じなくなったこと並びに一部の県営住宅についての水道及び下水道の使用料の徴収方法の例外を見直すことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要          (1) 県営住宅の入居決定者の連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。          (2) 一部の県営住宅についての水道及び下水道の使用料の徴収方法の例外を廃止する。          (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等          (1) 施行期日は、令和2年4月1日とする2(1)に関する事項を除き、公布の日とする。          (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】</p> <p>1 経緯・背景          (1) 民法の一部改正(令和2年4月施行)          ・改正民法施行後は新たな賃貸借契約において保証人を求める場合、保証人が保証する極度額を定めなければ効力を生じないこととなった。          ・賃借人は、退去時に通常使用による損耗分の原状回復義務を負わないとの規定が設けられ、これを受けて国の通知により、この規定と異なる特約を設ける場合は内容を具体的に定め、入居者の理解を得ることとされた。          (2) 国の公営住宅管理標準条例案の改定(平成30年3月)          国は、保証人の確保が入居の支障とならないよう公営住宅管理標準条例案から保証人に関する規定を削除し、保証人を求める場合は家賃債務保証会社の活用による入居の円滑化も必要とした。</p> <p>2 現行の連帯保証人制度          ・県営住宅の入居決定者は入居に際し、連帯保証人1名を要する。(条例第9条第1項)          ・65歳以上の高齢者、身体障がい者、DV被害者等は連帯保証人を免除することができる。(条例第9条第2項、施行規則第6条第2項)</p> <p>3 条例・規則改正案の概要          (1) 連帯保証人の極度額の設定(条例第9条第1項)          連帯保証人が保証する極度額を入居時の家賃の6月分に設定する。          ・連帯保証人は家賃等の債務保証、滞納の抑止の他、入居者の支援、緊急時の対応などの役割を果たしているため、上記2の現行の連帯保証人制度は維持する。          ・家賃滞納者に対しては、家賃滞納3月目に明渡請求を行い、請求から退居まで概ね3月を要するため、極度額の設定については、6月分の滞納額の債務保証を想定している。</p> <p>(2) 連帯保証人を確保できない入居決定者に対する措置(規則改正予定)          次のいずれかに該当する入居決定者が知事の承認を受けた場合には、新たに連帯保証人を免除することができるものとする。          ア 家賃債務保証業者のうち、知事が指定する者(以下「指定保証業者」という。)と家賃に関する保証委託契約を締結した者          イ 指定保証業者に保証委託契約の締結の申込みをしたにもかかわらず、当該保証委託契約の締結に至らなかった者</p> <p>(3) 水道及び下水道の使用料の徴収方法に係る例外の廃止(条例第15条の2、第11条第2項)          一部の県営住宅において例外規定を設け、入居者の上下水道使用料は県が負担し、外部委託により入居者から徴収していたが、平成31年4月より他の県営住宅と同様に委託業者が入居者から徴収して水道局に直接支払うよう見直したことに伴い、当該規定を廃止する。</p> <p>(4) 退居時の原状回復義務を負う部分の明確化(条例第15条第1項第4号)          現在、退居時に通常使用による損耗分の原状回復として、入居者に求めている内容を明記する。(負担を求めている内容)ふすまの張り替え、畳の表替え又は裏返し、畳縁の交換</p>



鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人（<u>連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。</u>）が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>(敷金の納付等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>3 略</p>	<p>(敷金の納付等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）、<u>第15条の2第2項の使用料</u>又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。</p> <p>3 略</p>
<p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替並びに畳及び建具の修繕に要する費用（<u>退居時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。</u>）</p> <p>(5) 略</p>	<p>(入居者の費用負担義務等)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障子及びふすまの張替、ガラスのはめ替若しくは畳、<u>建具の修繕に要する費用</u></p> <p>(5) 略</p>

第15条の2 前条の規定にかかわらず、簡易専用水道施設により給水を行う県営住宅のうち規則で定めるものにおける水道及び下水道の使用料（当該使用料として当該県営住宅の所在する市町村の条例で定める方法により算定され、当該市町村から県に支払請求があったものに限る。以下「水道等の料金」という。）は、県の負担とする。

2 知事は、前項の規則で定める県営住宅における水道及び下水道の施設の使用について、同項の規定により水道等の料金として県が負担する額を規則で定めるところにより算定する当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収する。

3 前項の使用料は、第9条第4項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日（入居者が第23条第1項の検査を受けないで県営住宅を退居したときは、知事その事実を知った日）までの使用について徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第15条の2第1項の規定に基づき県が負担した水道及び下水道の料金の徴収については、この条例による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条例名等	天神川流域下水道条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 天神川流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、天神川流域下水道事業の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 概要 (1) 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鳥取県天神川流域下水道事業(以下「流域下水道事業」という。)を設置する。 (2) 流域下水道事業に、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する。 (3) 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 (4) 予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 (5) 流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (6) 議会の議決を要するものとして条例で定めるものは、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。 (7) 業務状況の説明書類の提出 ア 流域下水道事業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分(4月1日から9月30日までのもの)については11月30日まで、後期分(10月1日から3月31日までのもの)については5月31日までに行うものとする。 イ アの書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 (ア) 事業の概況 (イ) 経理の状況 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項 ウ 天災その他の事故により、アに定める期限までに、アの書類を提出することができなかった場合においては、その事故が終了した後できるだけ速やかに提出するものとする。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、令和2年4月1日とする。 (2) 鳥取県特別会計条例について、所要の規定の整備を行う。 (3) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】 1 背景 平成27年1月に総務大臣より以下の通知があり、全国的に流域下水道事業の公営企業会計への移行が進められている。 ＜公営企業会計の適用の推進について＞ 平成27年度から令和元年度までを集中取組期間とし、都道府県及び3万人以上の市区町村等は公共下水道、流域下水道を公営企業会計へ移行すること。(3万人未満の市町村も令和4年度までに移行すること。)</p>

## 2 公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

### (1) 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表（貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳等）を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となる。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能となる。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能となる。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上する。

### (2) 弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上する。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

※令和2年度以降、公営企業会計の適用が社会資本整備総合交付金の採択要件となる。

## 3 天神川流域下水道事業の概要

天神川及び東郷池の流域を処理区域とする下水道法に基づく流域下水道

- ・処理区域 4市町（倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町）、処理人口57,110名
- ・施設設備 浄化センター、幹線管渠の総延長 28,577m（H30年度末）
- ・供用開始 昭和59年1月
- ・運営委託 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
- ・運営財源 維持管理費は市町負担金、建設改良費は国庫補助金と市町負担金と県地方債

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、<u>天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鳥取県天神川流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。</u></p> <p>2 <u>流域下水道事業の施設として天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>(法の財務規定等の適用)</u></p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 <u>流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>(重要な資産の取得及び処分)</u></p> <p>第5条 <u>法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てす</u></p>	<p><u>天神川流域下水道条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条</p> <p>天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。</p> <p>2 略</p>

る売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 法第40条第2項の条例で定めるものは、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

（業務状況の説明書類の提出）

第8条 法第40条の2第1項の規定による流域下水道事業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分（4月1日から9月30日までのもの）については11月30日まで、後期分（10月1日から3月31日までのもの）については5月31日までにを行うものとする。

2 前項の書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他の事故により、第1項に定める期限までに、同項の書類を提出することができなかった場合においては、その事故が終了した後できるだけ速やかに提出するものとする。

（流域下水道の構造の基準）

第9条 略

（流域下水道の構造の基準）

第3条 略

<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第11条</u> 知事は、<u>地方自治法第244条の2第3項</u>の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第13条</u> 指定管理者が<u>第11条</u>に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、<u>この条例の施行</u>に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第5条</u> 知事は、<u>法第244条の2第3項</u>の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第7条</u> 指定管理者が<u>第5条</u>に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、<u>流域下水道の管理</u>に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

2 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

別表（第2条、第3条関係）

名称	設置目的	歳入	歳出
略			
5 鳥取 県立学 校農 業実 習特 別会 計	県立学 校にお ける農 業実 習の円 滑な運 営及び その経 理の適 正を図 ること。	県立学校 農業実習 収入、一 般会計か らの繰入 金及び附 属諸収入	県立学校 農業実習 費その他 の諸支出
6 鳥取 県港湾 整備事 業特別 会計	略		
7 鳥取 県育英 奨学事 業特別 会計	略		
8 鳥取 県公債 管理特 別会計	略		
9 鳥取 県給与 集中管 理特別 会計	略		

改正前

別表（第2条、第3条関係）

名称	設置目的	歳入	歳出
略			
5 鳥取 県立学 校農 業実 習特 別会 計	県立学 校にお ける農 業実 習の円 滑な運 営及び その経 理の適 正を図 ること。	県立学校 農業実習 収入、一 般会計か らの繰入 金及び附 属諸収入	県立学校 農業実習 費その他 の諸支出
6 鳥取 県天神 川流域 下水道 事業特 別会計	天神川 流域下 水道事 業の円 滑な運 営及び その経 理の適 正を図 ること。	天神川流 域下水道 事業負担 金、国か らの補助 金、一般 会計から の繰入金 、県債 及び附属 諸収入	天神川流 域下水道 事業費、 県債の償 還金及び 利子その 他の諸支 出
7 鳥取 県港湾 整備事 業特別 会計	略		
8 鳥取 県育英 奨学事 業特別 会計	略		
9 鳥取 県公債 管理特 別会計	略		
10 鳥取 県給与 集中管 理特別 会計	略		



10 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計	略	11 鳥取 県就農 支援資 金貸付 事業特 別会計	略
11 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計	略	12 鳥取 県国民 健康保 険運営 事業特 別会計	略

(鳥取県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の鳥取県特別会計条例の規定による鳥取県天神川流域下水道事業特別会計（次項において「旧特別会計」という。）の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧特別会計に属する権利義務は、この条例による流域下水道事業に係る法に基づく特別会計に帰属する。

